令和８年（フ）第７６５２号
東京都中野区松が丘１丁目７－５　石井マンション　Ａ201
債務者　宮城　寛喜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５３号
東京都墨田区押上２丁目19―16―101　エステートピア219
債務者　泉　　典子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５４号
東京都足立区加平１丁目20―１―301
債務者　阪上　奏子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５７号
東京都清瀬市竹丘２丁目３－６
債務者　伊藤　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５８号
東京都大田区大森南３丁目21―14―302
債務者　菊地　美貴
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５９号
東京都江戸川区江戸川６丁目22―３―203
債務者　竹内　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６０号
東京都北区赤羽西６丁目36―６―101
債務者　半田　充郁
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６４号
東京都狛江市駒井町１丁目31―１
債務者　高橋　虹音
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９０号
東京都世田谷区成城６丁目30―５―106
債務者　西　悠久海
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９６号
東京都練馬区上石神井１丁目40―10　第５田中ビル　207号
債務者　近藤美智子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９７号
東京都足立区南花畑４丁目11―20―103
債務者　原田　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９８号
東京都中野区上高田１丁目50―15―108
債務者　林　　冴月
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０３号
東京都中野区上高田４丁目25―２―206
債務者　平野　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１７号
東京都世田谷区三宿２丁目12―10―404
債務者　森　小生芽
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８４号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―４―406
債務者　山中　敏雄
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８５号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―４―406
債務者　山中壽美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時　東京地方裁判所民事第20部